

# 児童発達支援 放課後等デイサービスの概要

～ 民間事業所の在り方を考える～

児童発達支援・放課後等デイサービス

SmileSeed (すまいるしーど)

代表 濱島 寛乃

# もくじ

- ・ 自己紹介
- ・ 障害児支援の体系
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスとは
- ・ 費用額・利用者数・事業所数の推移と問題点
- ・ 一日の流れ
- ・ 療育の一環でやっていること
- ・ 利用の背景 ～利用のきっかけ～
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスの在り方
- ・ 質疑応答

## 自己紹介

# はまじま ひろの 濱島 寛乃

児童発達支援・放課後等デイサービス SmileSeed 代表

- ・新宿区生まれ 渋谷育ち 8年前より新宿区在住 42歳
- ・バツイチ → その後再婚、3児の母  
(長男：19歳社会人 次男：17歳高校生 三男：12歳小学生)
- ・長男がアスペルガー症候群・ADHD・LDの発達障がい
- ・大学時代は教育学部にて特別支援教育（障害児教育）を専攻  
→ 実家稼業の経営不振&目標を見失い3年次中退…『今』じゃない
- ・ちなみに前職は公共工事施工会社の財務職（全く畑違いの職種でした(^▽^;)）



## 開所のきっかけ

障害児教育を学んでいても、実子の発達障がいに早い段階で気づいていても、実際の子育てとなると本当に苦悩の毎日でした。その中で理解ある保育士さんや学校の先生、大学時代の友人、そして何より息子の友人とその保護者の方々に心身ともに救われながら、子育てを行ってきました。

今度は私がお子さまやそのご家族の方に心身ともに寄り添い、教育機関をはじめ行政・地域の懸け橋となり、長期的にサポートできる事業所を目指そうと開所に至りました。

# 障害児支援の体系\_平成24年度児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた体系（給付）について、通所・入所の利用形態の別により一元化

《障害者自立支援法》 【市町村】

児童デイサービス

《児童福祉法》 【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設（医）

重症心身障害児（者）通園事業（補助事業）

知的障害児施設  
第一種自閉症児施設（医）  
第二種自閉症児施設

盲児施設 ろうあ児施設

肢体不自由児施設（医）  
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設（医）

通所サービス

入所サービス

（医）とあるのは医療の提供を行っているもの

《児童福祉法》

【市町村】

## 障害児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 居宅訪問型児童発達支援(H30新規)
- ・ 保育所等訪問支援

## 障害児入所支援

- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

# 児童発達支援とは

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行う

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる**未就学の障害児**

- ①市区町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要があると認められた児童
- ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

# 放課後等デイサービスとは

生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児（**就学している6歳から18歳の児童**）

- ※ただし、引き続きサービスを受けなければその福祉を損なう恐れがある場合は満20歳に達するまで利用可能
- ※学校教育法第1条に規定していない学校（インターナショナルスクール等）、学校に就学していない児童は児童発達支援に該当する



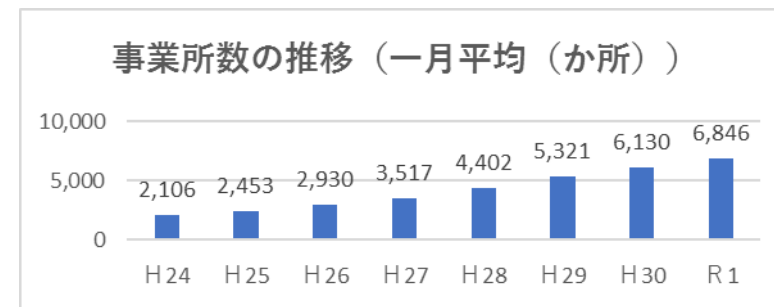
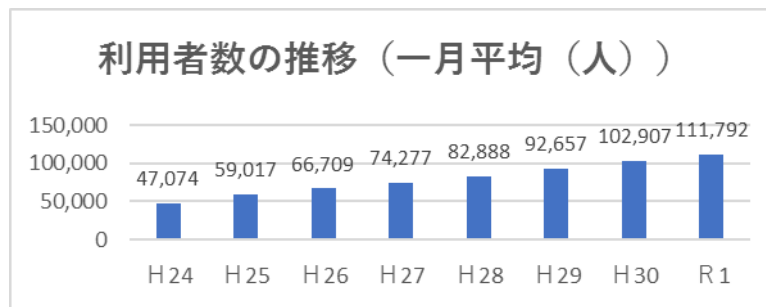
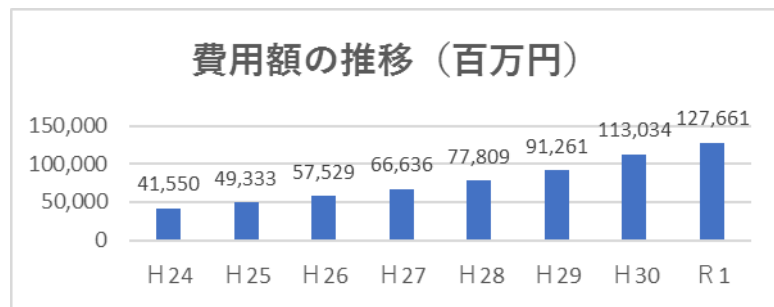
**療育手帳や障害者手帳がなくても、専門家の意見書等を提出し必要性が認められれば通所が可能（通所受給者証の発行手続きを市区町村にて行う）**

# 費用額・利用者数・事業所数の推移

※ 出典：国保連データ・厚生労働省資料から筆者作成

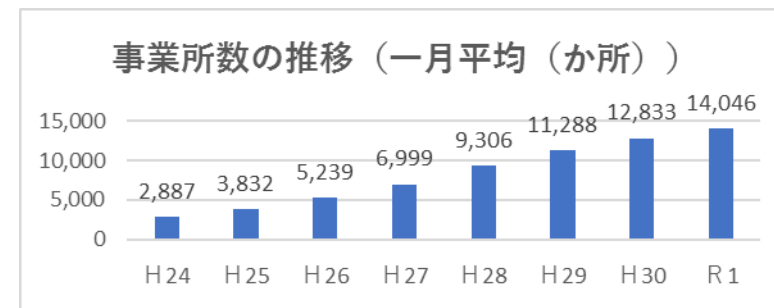
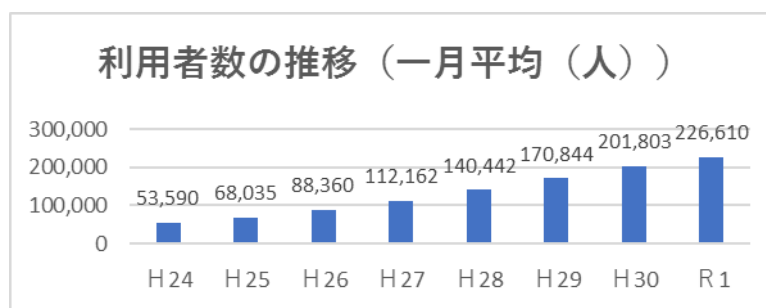
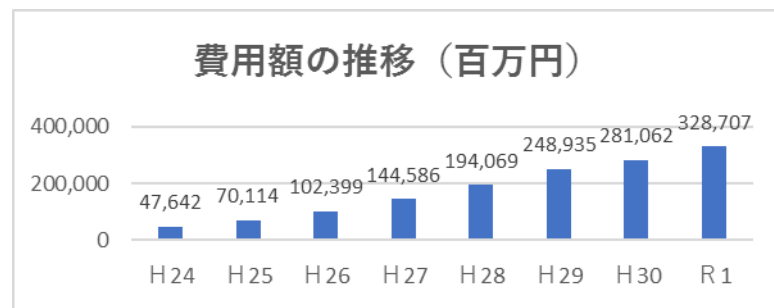
## 児童発達支援

- 令和元年度の費用額は障害福祉サービス等全体の4.6%、障害児支援全体の26.6%を占める
- 総費用額、利用児童数、事業所数のいずれも増加傾向にある



## 放課後等デイサービス

- 令和元年度の費用額は障害福祉サービス等全体の12.0%、障害児支援全体の68.4%を占める
- 総費用額、利用児童数、事業所数のいずれも大幅な増加を続けている



平成24年度から令和元年度の総費用額の伸びは児童発達支援が3.1倍、放課後等デイサービスが6.9倍  
放課後等デイサービスの人員配置基準や報酬額の見直しが検討されている

# 問題点

需要（療育を受けたいご家庭、子ども）と供給（通所施設数）の**バランスが取れていない**（都内は特に！！）

受け入れ施設を確保するため、参入の**ハードルを低くした**

事業者の報酬の不正請求や国の職員配置基準を無視したずさんな運営が相次ぎ、地方自治体から**行政処分を受けるケースが後を絶たなくなった**（特に放課後等デイサービス）

★**ビジネス目的の事業者が相次いで事業を始めたことが背景**

（最近では職員の利用児童に対する虐待行為（暴行・暴言・性的虐待）のニュースも！）

**2～3年に一回は制度改正**（人員基準・報酬改定）を繰り返す

- ・ 営利目的で行っている事業者は「儲からない」と感じるとすぐに撤退
- ・ 保護者の療育施設に対する知識と期待の増幅に対応できない事業者
- ・ 制度改正に順応しきれない事業所、ニーズと制度改正の間で療育方針の変更を余儀なくされる事業所の増加

事業所の**自然（必然）の淘汰と不自然（不必要）な淘汰の発生** 



**新規開所数も多いが、継続する力を持っている事業者が少なく、継続した療育支援サービスの提供が難しい！**



# 児童発達支援の一日の流れ ~ SmileSeedの場合 ~

9:00	お迎え開始（自宅or保育園へ） → 預かり時検温	
10:00	登園・身辺整理・連絡帳提出・排せつ・水分補給	
	読み聞かせ → 併せて検温	
10:20	朝の会（日にち・曜日・天気・利用者の確認（自己紹介）	
	先生の確認・季節の歌・朝の歌・今日の予定）	
10:45	運動療育（サーキット）	お散歩 （公園・ 図書館 等）
	（トランポリン・ブランコ・ケンケンパ・リバーストーン等）	
11:20	日替わり活動①	
	（学習（個別or小集団）・リトミック・ルールのある遊び・工作等）	
11:50	昼食準備（排せつ・手洗い含む）	
12:00	昼食（終了した児童から片付・歯みがき指導 → 現在休止中）	
	自由遊び（おもちゃの遊び方・お友達との関わり遊びの観察、介助）	
12:50	片づけ・排せつ・検温	
13:00	読み聞かせタイム（静かに聞こう）	
13:10	日替わり活動②	
	（SST映像学習・ルールのある遊び・工作等）	
13:40	片づけ・排せつ・帰りの準備	
13:50	帰りの会（日にち・曜日・天気・連絡帳の返却、片付	
	今日の活動の振り返り・帰りの歌）	
14:00	帰園（延長の児童は昼寝or絵本に触れるor学習 → おやつ）	

※ 季節の行事…誕生日会・豆まき・ひな祭り・水遊び・ハロウィン  
クリスマス・親子遠足等

- ・ 集団療育施設 1日当たり10人定員
- ・ 療育時間：10時から14時（延長利用は16時まで）
- ・ 職員は児童発達支援管理責任者1名、保育士等の資格者2名、障害経験指導員1名、指導員1名の**5名体制**  
強度行動障害を持つ児童の利用日はプラス1名置き、マンツーマンにて対応
- ・ 昼食はお弁当持参か配食サービスを利用

## 《人員基準》 児童発達支援・放課後等デイサービス共通

- ・ 管理者（下記職種と兼務可） → 常勤
- ・ 児童発達支援管理責任者（兼務不可） → 常勤
- ・ 児童指導員又は保育士2名 → 2名のうち1名以上は常勤
- ・ 10：2の配置（定員10名に対し保育士等2名）

※児童指導員… 教員免許取得者・幼稚園教諭・社会福祉士・  
精神保健福祉士等  
3年以上の児童福祉事業実務経験

※障害経験指導員… 障害福祉サービスに2年以上従事したもの  
（令和3年度4月の制度改正より撤廃予定）



# 療育風景① 朝の会



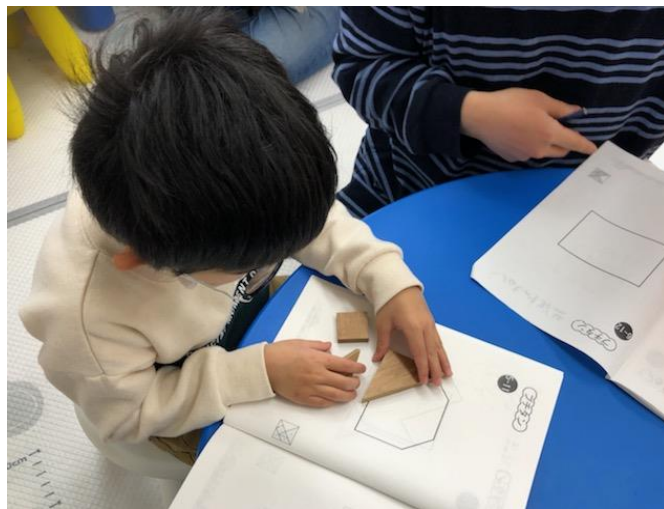
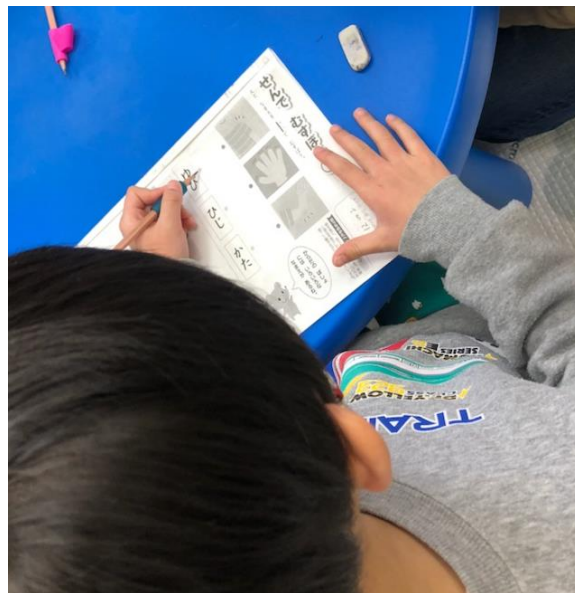


# 療育風景② サークット





# 療育風景③ 学習 1





# 療育風景③ 學習 2





## 療育風景④ 昼食



## 療育風景⑤

自由遊び



# 療育風景⑥ いす取りゲーム





# 放課後等デイサービスの一日の流れ ~ SmileSeedの場合 ~

平日		土日祝・学校休業日	
13:00 ~ 16:00	お迎え開始（学校）→ 預かり時検温 登園・身辺整理・連絡帳提出・排せつ・水分補給・検温	9:00	お迎え開始 → 預かり時検温
到着次第	登園のあいさつ	10:00	登園・身辺整理・連絡帳提出・ 排せつ・水分補給・検温
	低学年のみの時間：オセロ、ブロックス等のルールのある ボードゲーム・縄跳び・フラフープ・絵の指導・読み聞か せクイズ・EQLINE（立体五目並べ）等	10:15	時間当てクイズ・朝の会（今日は何の日）
	宿題の聞き取り・確認	10:35	ラジオ体操・マリオ体操（模倣）
	※学校で問題行動等あれば聞き取り・振り返り・SST	10:50	学習タイム（平日と同様）
14:30ごろ （約1時間）	学習タイム（個別もしくは2～3名の小集団（能力別）） 宿題・自主学習・EQジム・SSTプリント等	11:50	昼食準備（排せつ・手洗い含む）
15:30ごろ	おやつ → 歯磨き指導（現在休止中）	12:00	昼食（終了した児童から片付・歯みがき → 現在休止中） 自由遊び（お友達との関わり遊びの観察、介助）
15:45～ （50分程度）	集団療育活動…集団SST・工作・かるた等のカードゲーム・大縄跳び ・転がしドッチボール・風船テニス・風船バレー・すまいるかっぷ	13:00	読み聞かせクイズ or 集団SST
16:35	片づけ	13:35	集団療育活動①（平日と同様）
16:40	連絡帳返却・振り返り表、5行日記記入	14:35	片づけ
16:50	片づけ・排せつ・帰りの準備	14:40	連絡帳返却・振り返り表、5行日記記入
17:00	低学年帰園 小集団療育（SSTプリント・高学年以上は宿題も）	14:50	片づけ・排せつ・帰りの準備
18:00	高学年SST・自由遊び（友達との関わり遊びの観察、介助）	15:50	帰園
19:00	帰園	※土曜日は16時までなので 集団療育活動②or散歩（公園・図書館等）を行う ※学校休業日は17時までなので 集団療育活動②に加え、散歩（公園・図書館等） 又は雨天時はプロジェクターを使用した映画鑑 賞会（振り返りクイズや感想発表あり）を行う	
※ 季節の行事…誕生日会・豆まき・ハロウィン・クリスマス・遠足等			

- ・ 集団療育施設  
1日当たり10人定員
- ・ 療育時間  
平日：下校後から17時  
（延長利用は16時まで）  
土曜日：10時から16時  
日・祝日：10時から15時  
学校休業日：10時から17時
- ・ 職員は児童発達支援管理責任者1名、保育士等の資格者2名、指導員1名の**4名体制**
- ・ 昼食は弁当持参か配食サービス

# 療育風景①\_室内



学習風景



お誕生日会



すまいるかっぷ  
(オセロ大会)



# 療育風景②\_室内



協調運動・瞬発力・ボディ  
イメージ力・バランス感覚  
(卓上風船テニス)



集中力・微細運動  
(スティッキー)



創作活動  
(トントン相撲)





# 療育風景③



パターゴルフ

シャボン玉  
(テラス)



神経衰弱

避難訓練





# 療育風景④\_課外活動

地域活動参加  
(餅つき大会)



日曜外出  
(新宿消防博物館)



遠足  
(総合レクリエーション公園)

# 療育の一環として行っていること

## ガイドラインで求められていること

- ・ 保護者面談（最低半年に1回）
- ・ 個別支援計画書の作成（評価）
- ・ 関係機関（保育所・学校・他の療育機関）との連携（子ども家庭支援センター、児童相談所含む）
- ・ 家庭訪問支援

虐待事象（兆候）の発見、  
関係機関への通告を含む

## 独自のサービス

- ・ 親子遠足（児童発達支援）
- ・ 遠足（放課後等デイサービス）
- ・ コンサート鑑賞（放課後等デイサービス）
- ・ 家庭内視覚支援ツールの作成及び家庭学習教材の選定
- ・ **ペアレントトレーニング**
- ・ **きょうだい支援**
- ・ 学校（保育園）等個人面談同席
- ・ 学校（保育園）公開見学
- ・ 園行事・学校行事の見学
- ・ **保護者会**
- ・ **お父さんのための勉強会**

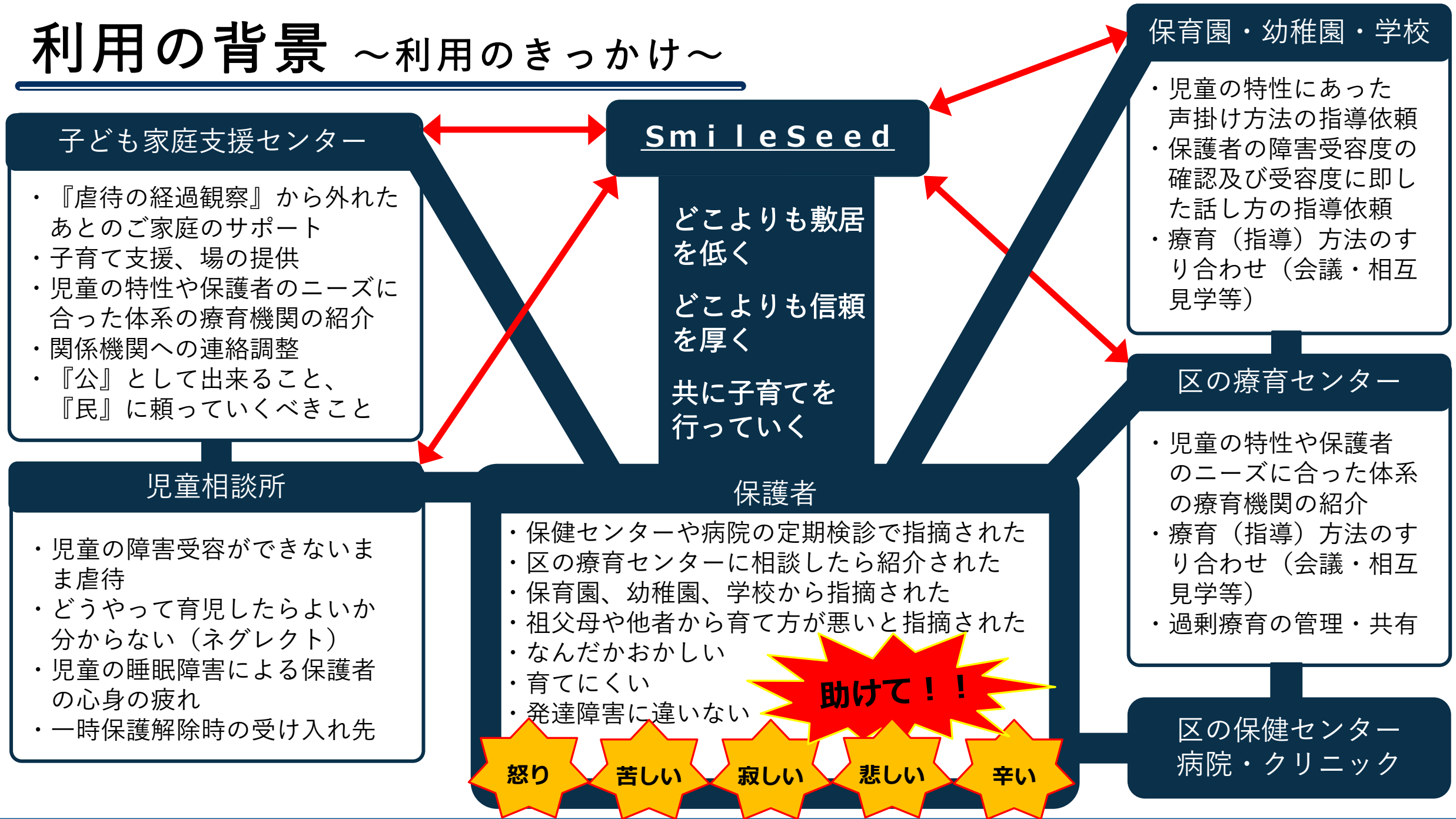
- ・ 児童の療育支援に保護者の障害受容は欠かせない（母だけではなく父も！）
- ・ 対象児童の子育てに追われ、きょうだいの精神状態が支障を来していても気づきづらい
- ・ 障害児を持つご家庭は周囲に相談しづらい、共感してもらえる機会も少なく、孤立しやすい（ママ友ができない）
- ・ 中には、保護者自身の発達障害、愛着障害が原因で、子に発達障害がなくとも子育てが困難⇒子が発達障害では？と療育に至ったケースも！

## その他

- ・ 新宿区障害児通所支援事業所連絡協議会の設立・運営



# 利用の背景 ～利用のきっかけ～



# 児童発達支援・放課後等デイサービスの在り方

- ・各関係機関との積極的な関係作り
- ・信頼関係の構築

※まずはそれぞれを『知る』こと

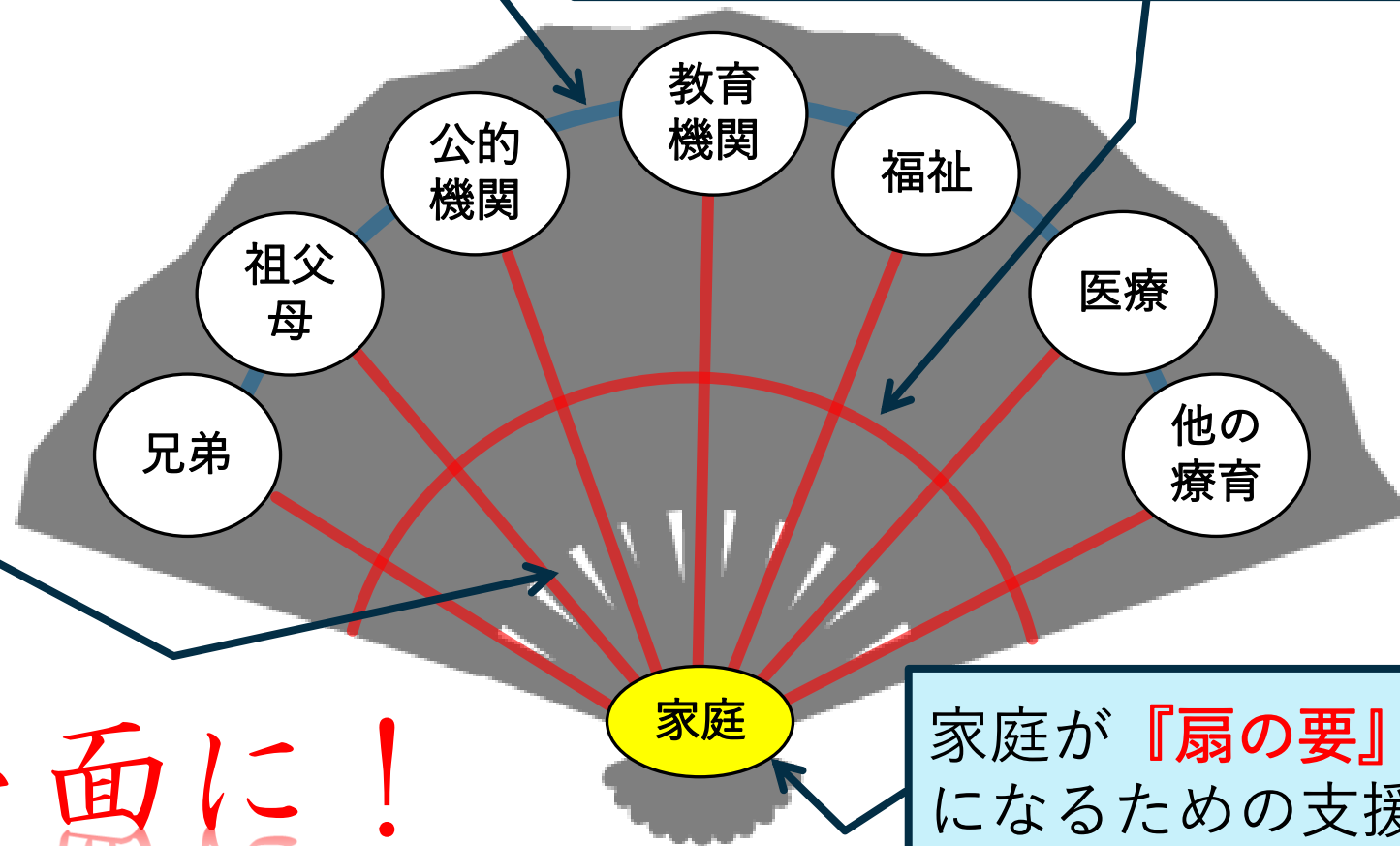
- ・家庭をそれぞれの機関と繋げていく

※タイミングとアプローチ方法

- ・上手く連携が機能しているか
- ・その連携がご家庭や利用児童のニーズに沿っているか

どこよりもこまめに丁寧にモニタリングし、積極的に関係機関へ提案を行っていく

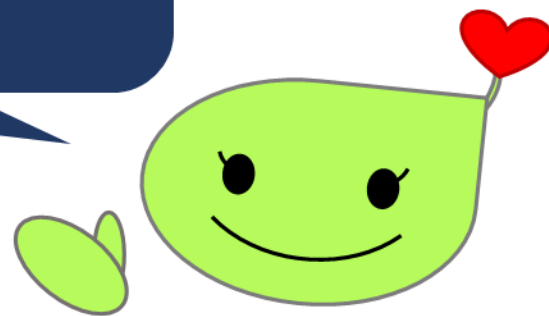
※フットワークの軽さが大切！



点を線に！線を面に！

家庭が『扇の要』になるための支援

# 質疑応答



<http://www.smile-seed.jp/>